

# 避難生活に係る現状と取組について

---



内閣府 (防災担当)

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会 (第1回)  
令和5年8月1日 (火)



# これまでの災害における避難生活の状況と取組

---

# これまでの災害における避難所外避難者の例①



- 岩手県では、平成23年の東日本大震災の発災直後、市町村を通じて、在宅で給食や物資の支援を受けている者を「在宅通所避難者」として把握している。
- 「在宅通所避難者」は、平成23年4月3日時点で24,327人（避難所避難者数24,693人）みられ、同年9月1日時点で0人となっている、避難所の閉所は10月7日であり、同程度の期間支援が実施されていた。

(単位：人)

時点	避難所避難者数	在宅通所避難者数
平成23年3月14日	51,491	-
4月3日	24,693	24,327
4月24日	18,664	22,857
5月31日	11,046	14,701
6月29日	7,038	2,301
7月25日	3,176	1,716
8月25日	112	50
9月1日	4	0
10月7日	0	0

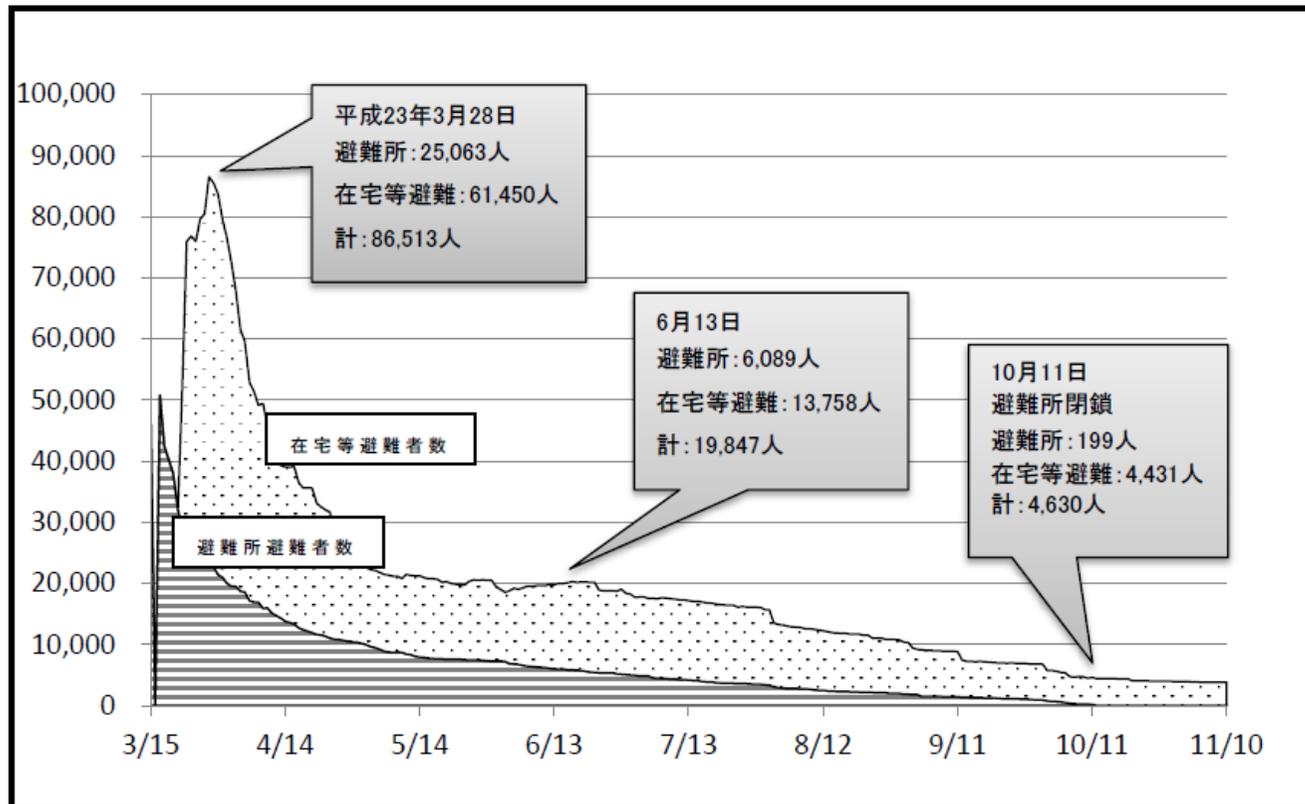
(注) 岩手県が、平成23年3月14日から避難所が閉鎖される同年10月7日までの間、把握・公表している「避難場所等一覧」に基づき、当省が作成した。

# これまでの災害における避難所外避難者の例②



- 宮城県石巻市では、平成23年の東日本大震災について、3月15日以降の物資等の配布に係る必要数を把握するため、「避難所避難者数」及び「在宅等避難者数」を避難所が閉鎖された同年11月まで把握している。
- 「在宅等避難者数」は、発災から3週間程度経過した3月下旬時点で約6.1万人と、避難所避難者の倍以上が在宅で生活している状況となっており、避難所避難者の倍以上が在宅で生活している状況となっており、避難所避難者と在宅等避難者の合計は発災前の人口（16万826人※平成22年10月1日）の約半数を占めている。
- 発災から約3か月経過した6月中旬時点でも、約1.4万人の「在宅等避難者」が存在している。

(単位：人)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成23年3月15日から17日までの間の「在宅等避難者」数は把握されていない。

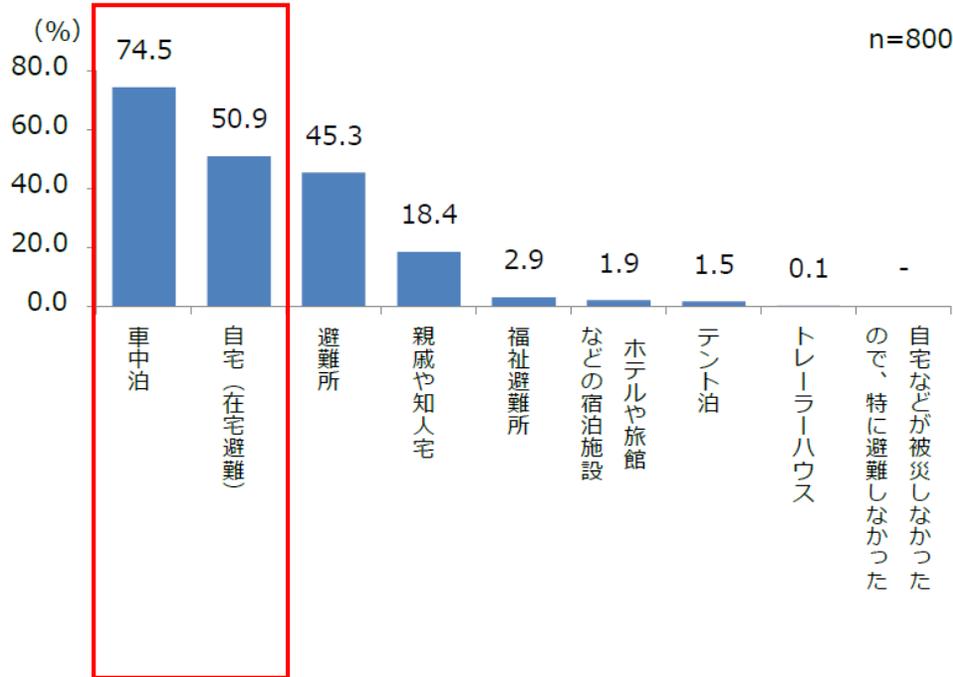
出典：総務省[2020]「災害時の「住まい確保」等に関する行政評価・監視－被災者の生活再建支援の視点から－結果報告書」3



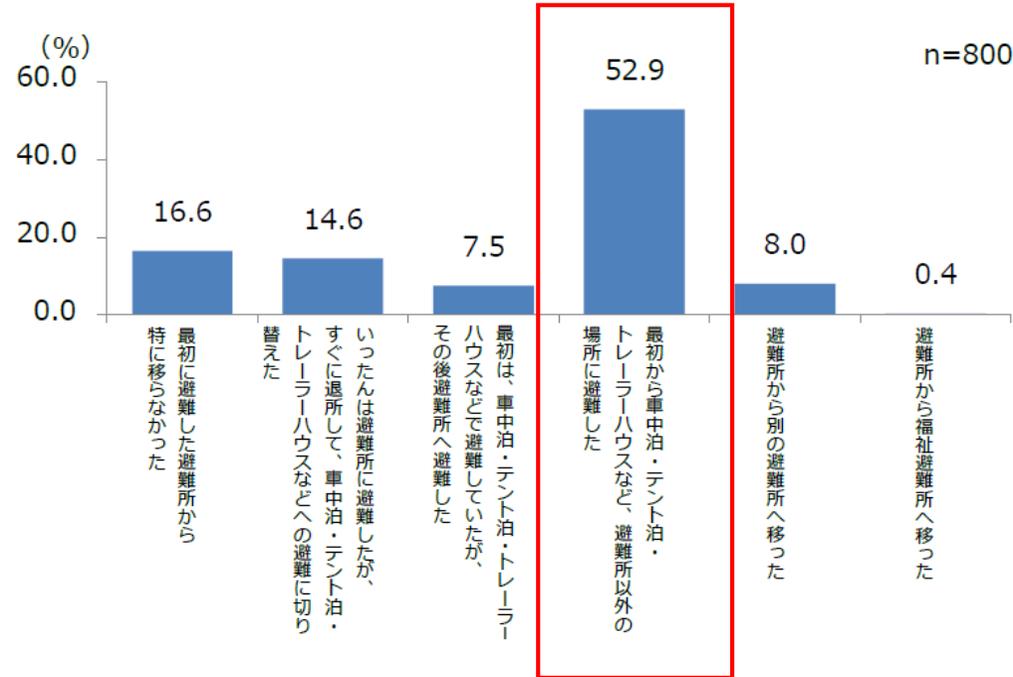
# これまでの災害における避難所外避難者の例③

- 平成28年の熊本地震において避難者が避難先とした場所（複数選択可）について、回答者全体の74.5%が車中泊を経験したと回答しているほか、50.9%が自宅（在宅避難）を経験したと回答しており、避難所と回答した割合（45.3%）を上回っている。
- 避難場所の切り替えについて、全体の約半数が「最初から車中泊・テント泊・トレーラーハウスなど、避難所以外の場所に避難した」と回答している。

Q：熊本地震発生の際に、あなたが避難先として経験された場所について、当てはまるものをいくつでもお選びください。（避難者への調査）



Q：あなたは、熊本地震発生後の避難生活で避難場所の切り替えをしましたか。（いくつでも）（避難者への調査）





- 平成28年の熊本地震において、車中泊を行った理由として下記のような意見があった。
  - ・余震が怖くて避難所に避難したくなかった。
  - ・避難所が満員で、トイレも食事配給も長蛇の列で居られなかった。
  - ・自主避難所に避難したが、食事や水の配布がなかったため、車中泊に切り替えた。
  - ・年老いた祖母と、幼い姪っ子がいたため、避難所には行かなかった。
  - ・ペットがいるため避難所という選択肢を持てなかった。
  - ・乳児を連れて避難所にいたが、夜中に泣いてしまうため、夜は車中泊をした。
  - ・空き巣などが気になったため。
  - ・積載してある財産管理のため。

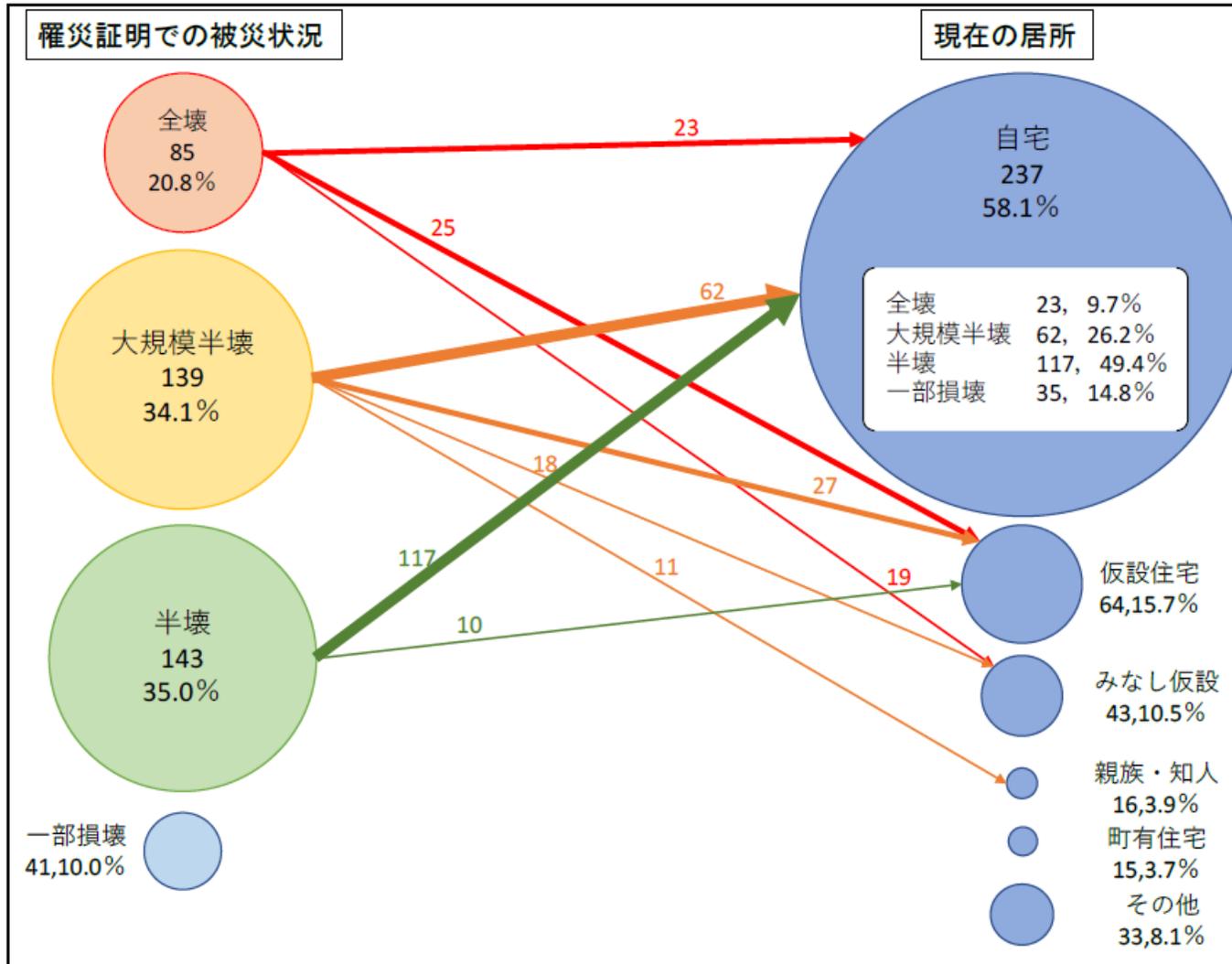


- 車中泊者は食事とトイレだけを避難所の世話になる形も多いが、食事も取りにきたり来なかったりという状況で、避難所で用意していた食事の数では不足したり、夜間もトイレを使うために避難所の鍵をかけられず、防犯上の不安があったとの声もあった。また、車中泊避難者が避難所運営に参画しないという問題や、車内のクーラーをかけることでバッテリーが上がらないようにエンジンをかけっぱなしにしていたために排気ガスで空気が悪く感じたという意見、車中泊の車が学校のグラウンドを行き来するため、地面に凸凹ができてしまい、雨が降るとぬかるむ状態になってしまったので、事前に鉄板を敷くなどの対策をした方が良かったという意見も挙げられた。
- 熊本地震に際しては、どの被災自治体においても車中泊避難者の状況把握に努めたが、下記の事例のように、なかなか困難な状況であった。
  - ・車中泊避難者の把握のために名簿を作成しようとしたが、昼間は仕事に行っていて夜に帰ってくる方も多いため、昼と夜の避難者数が大きく違っており把握が困難だった。
  - ・大学関係者の協力により学生の聞き取り調査による車中泊調査を行ったが、入れ替わりが激しく把握困難だった。
  - ・道の駅等での車中泊者については状況把握ができなかった。車が戻ってくる夜に状況把握のために訪ねて名簿の作成を行おうとしたが、懐中電灯等で照らすと驚かれるので把握が困難だった。
  - ・車内で生活されている方々の人数を、敷地内に停車している車両全てのナンバープレート、車種、車体の色を把握した。
  - ・市役所駐車場での車中泊者については確認し、避難所への呼びかけや誘導を実施した、夜間ガードマンに調査を依頼して数の把握に努めた。
  - ・車中泊者が多い場合には、近隣の県や市町村から応援を得るなどして、被災地域のローラーをかけ、速やかに避難所の有無や場所、支援ニーズなどの実態把握を行うことが重要である。

# 被災状況と居所の関係の例



- 西日本豪雨で被災した広島県坂町では、発災から3ヶ月後も自宅で過ごす世帯が最多であった。
- 居所が自宅である世帯のうち、9.7%が全壊、26.2%が大規模半壊、49.4%が半壊、14.8%が一部損壊であった。
- 被災状況が全壊や大規模半壊であっても、一定数が自宅で過ごしている。



# 避難所以外の避難者の状況把握の方法の例



- 被災経験のある市町村では、保健師や福祉専門職のほか、民間支援団体等の協力を得ること等により居所や健康支援等の支援ニーズ等を把握している。
- 具体的な把握方法は、被害地域の全戸を訪問するとしているものがある一方で、地域包括支援センターにおいて高齢者等を中心に把握するとしているなど様々となっている

## 【市町村内全域を対象とした把握】

- 地域包括支援センターの職員等が、健康面のみでなく、生活ニーズの把握や、福祉避難所への入所が適切と思われるなど緊急性の高い者の把握が必要であると考え、民間団体の応援を得て、余震が続く中で危険があると判断した津波浸水区域以外の市内全地区全世帯を対象に、ローラーで訪問・面接を実施

## 【被害地域の全域を対象とした把握】

- 市と県の保健師や他の市町村等から派遣される保健師（以下「派遣保健師」という。）が、被害のあった地区の全域を対象として、健康状態を把握し、医療中断者・メンタルケアの必要な人・体調不良が続いている人を適切な支援につなげるため訪問
- 市内で比較的被害の大きかった二つの地区にそれぞれ出張所を設け、これを基点として市職員が、被災世帯の全戸を対象として、被災者への情報提供や必要な物資の把握等のために訪問
- 保健師等が、家屋が完全に流失した地域を除いた津波浸水区域を対象として、心身の健康問題に関する不安や困りごとの有無を確認し、必要な住民に対し、医療や保健福祉サービスを迅速に提供するため、訪問・面接を実施

## 【要配慮者等を対象とした把握】

- 市及び地域包括支援センター等の職員が、支援ニーズを把握し関係課と連携して対応するため、在宅の独居高齢者又は高齢者のみの世帯を訪問
- 保健師及び看護師が、地震後の健康状態に加えて、家族構成、家屋の状況、困りごとの内容等を把握するため、要介護3以上で介護保険や障害福祉サービスを利用していない者を訪問
- 障害者支援団体が、市町の要請を受け、障害者の現状を確認し、緊急の相談に対応するため、障害者のうち、65歳以上の者又は福祉サービスを利用していない者を訪問

※下線は、総務省が付したもの

(対象被災自治体) 8都道府県(岩手県、宮城県、茨城県、鳥取県、岡山県、広島県、福岡県、熊本県) 22市町村(大船渡市、釜石市、大槌町、岩泉町、仙台市、石巻市、名取市、多賀城市、東松島市、常総市、北栄町、岡山市、倉敷市、総社市、呉市、三原市、坂町、朝倉市、熊本市、宇土市、西原村、御船町、益城町)

# 自治体の在宅避難者・車中泊避難者への対応例①



## 保健師・行政職員協働の巡回訪問（熊本県人吉市）

### 1) 実施内容

保健活動として在宅避難者の把握は必須であるため、令和2年7月豪雨において、避難所避難者の把握と並行して、在宅への巡回訪問を開始した。

7月6日から8月23日まで、他自治体保健師等の協力も得て、1,102世帯（2,383人）を巡回訪問した。

巡回対象者としては、まずは医療的に配慮を要する方の世帯を優先し、その後、70歳以上の方の世帯をリストアップし、行政区ごとに訪問を実施した。郵便局が被災していたことから、発災前に実施した健診結果の配達も併せて実施した。

なお、巡回訪問の聞き取りの中で、在宅避難を選択する理由としては、「コロナウイルス感染症が怖いので避難所には行かない。」「自宅の1階部分のみの被災のため、2階部分で生活可能。」が主な理由であった。

巡回訪問での調査票を基に、既往歴・現病歴などから必要な医療・介護などの機関に繋ぎ、2回目の訪問で状況確認を行った。また、その他生活上の困りごとの解決に向け、関係機関へ繋ぐ等の支援を行った。

### 2) 取組上の課題・工夫

在宅避難者の他、車中泊避難者についての状況把握も必要だが、車中泊避難者は、日中は仕事等で不在にすることが多く、夜間に車中泊避難を行う人が多いため、夜間に避難者の把握を行うことが必要である。そのため、対応職員が勤務時間を変更し、午後から時差出勤することで、夜間に訪問できる体制を構築した。

今回の経験を踏まえ、在宅避難者への対応については救護班医療担当で協議検討を行い、本取組のまとめとして「保健活動のまとめ」の作成に取り組んでいる。

## 車中避難に関する留意事項を記載した取組指針の策定（群馬県）

### 1) 実施内容

令和元年10月の台風19号により、特に西毛、吾妻地域を中心に記録的な豪雨となり、大きな被害が生じた経験を踏まえ、令和2年12月に有識者や関係市町村、外部関係機関が参画した検討会議を立ち上げ、令和3年3月に避難のあるべき姿を示した「群馬県避難ビジョン」（災害時における避難の基本的考え方）をとりまとめた。この避難ビジョンでは、避難者各自が事前に様々な選択肢を検討することで避難先を分散化する分散避難を推進している。

分散避難の1つである車中避難については、発災前後1、2日程度の「命を守る避難」の選択肢として位置づけており、留意事項として、健康への影響を考慮して検討することを明記している。特に静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）や肺炎に注意し、妊産婦等のハイリスクの方（妊産婦、1か月以内の経産婦、手術1か月程度の方、静脈血栓塞栓症の既往歴のある方）は発症の危険性が高いため、車中避難は避けるべきとしている。

また、車中避難をする際は、こまめな水分補給、軽い運動、弾性ストッキングの活用といったエコノミークラス症候群対策や口腔ケアは避難初期から実施することを求めている。さらに、交通渋滞が発生する前に早めに行動することや、移動中に被災しないために、経路及び駐車場所についてハザードマップ・防災マップ等を利用して安全性を確認することが必要としている。

### 2) 取組上の課題・工夫

日常的に県民の多くが車で移動しており、災害時においても多くの方が車で移動、避難することが想定されることから、車中避難の留意事項等を県民と共有する取組として、令和4年度には車中避難に係る留意事項について学ぶ研修会の実施を予定している。

図表 58 車中避難のガイド

車中避難（及び生活環境の整っていない在宅避難）は、あくまで「命を守る避難（Evacuation：発災前後1～2日程度）」の選択肢として位置づけ					
<b>平時からの準備</b> <ul style="list-style-type: none"><li>自宅の災害リスクの確認</li><li>災害時の備蓄の用意</li><li>個人単位の避難計画作成（マイ・タイムライン）</li></ul> 	<b>多様な選択肢から、命を守るための最適な避難行動を選択</b> <table border="1"><tr><td><b>避難所への避難</b> 市町村が指定する避難所へ避難する方法</td><td><b>ホテル・縁故避難</b> ホテル・旅館、親戚や知人家へ予め避難する方法</td></tr><tr><td><b>車中避難</b> 自動車で安全な場所へ移動し、車中で避難する方法（早期避難、エコノミークラス症候群等の対策必須）</td><td><b>在宅避難</b> 自宅にとどまる避難方法（自宅の災害リスクが高い場合に限る）</td></tr></table>	<b>避難所への避難</b> 市町村が指定する避難所へ避難する方法	<b>ホテル・縁故避難</b> ホテル・旅館、親戚や知人家へ予め避難する方法	<b>車中避難</b> 自動車で安全な場所へ移動し、車中で避難する方法（早期避難、エコノミークラス症候群等の対策必須）	<b>在宅避難</b> 自宅にとどまる避難方法（自宅の災害リスクが高い場合に限る）
<b>避難所への避難</b> 市町村が指定する避難所へ避難する方法	<b>ホテル・縁故避難</b> ホテル・旅館、親戚や知人家へ予め避難する方法				
<b>車中避難</b> 自動車で安全な場所へ移動し、車中で避難する方法（早期避難、エコノミークラス症候群等の対策必須）	<b>在宅避難</b> 自宅にとどまる避難方法（自宅の災害リスクが高い場合に限る）				
<b>車中避難</b> <p>徒歩による避難が原則だが、下記を条件に車による避難も検討</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓妊産婦等の高リスクの方は、他の避難方法を選択</li><li>✓事前に<b>駐車場の安全性</b>を確認</li><li>✓移動中に被災しないよう、<b>早めの避難（避難勧告発令前）</b>が必須</li><li>✓水分補給、運動など<b>エコノミークラス症候群対策</b></li></ul>  <p>※ 車中避難の留意点を啓発するため、避難キャンプ（仮称）を実施</p>					

資料）群馬県「群馬県避難ビジョン」

# 自治体の在宅避難者・車中泊避難者への対応例②



## エコノミークラス症候群等の注意事項や車中避難場所の周知（京都府）

### 1) 実施内容

令和3年度京都府防災会議では、①コロナ禍においては指定緊急避難場所・指定避難所での3密回避のため分散避難をすることがあること、②コロナ禍の中、立退き避難が必要な住民が避難を躊躇しないようにすることがあること、③風水害時において、車による広域的な避難に対応することがあることの3点を踏まえ、今後、車中避難場所<sup>3</sup>を確保することが決定された。

また、京都府地域防災計画では、従来から、車中避難者への対応に係る事項が記載されていたが、京都府防災会議の決定も踏まえ、車中避難場所の確保についても避難対策の一つとして位置づけ、その必要性を追記した。

これを受け、京都府のホームページ上で、車中避難場所の利用時における注意事項、エコノミークラス症候群に関する注意事項などを周知するとともに、府内全域で59か所の車中避難場所の一覧（所在市町村、施設管理者、施設名、住所、駐車台数、トイレの有無、水道・電気の有無等）を掲載している。

図表 59 地域防災計画における車中避難に係る記述

**第12節 車中避難計画**

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。

また、車中避難場所として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。

**第1 市町村**

市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

また、必要に応じて、車中避難場所の開設を要請する。

**第2 府**

府は、人的・物的支援や、関係機関（国・府内市町村・全国知事会・関西広域連合等）への支援要請・調整などにより、市町村業務を支援する。

資料) 京都府「京都府地域防災計画 一般計画編 第3編災害応急対策計画」(令和3年6月)より

図表 60 車中避難場所一覧表（令和4年4月～）

所在市町村	施設名	施設名	住所	発時開放	避難者管理	駐車台数	駐車料	トイレ	障害者用トイレ	水道	電気	ハザード	備考
舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市立公園(2号駐車場)	舞鶴市中央町内	○	無	237	無料	○	○	○	○	○	京都府警署 舞鶴支署、土佐区警署舞鶴地区内にある。
舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市立公園(1号駐車場)	舞鶴市中央町内	○	無	300	無料	○	○	○	○	○	土佐区警署 舞鶴地区内にある。
舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市立文化館	舞鶴市中央町内	×	無	200	無料	○	○	○	○	○	無

資料) <https://www.pref.kyoto.jp/hinan/syatyuuhinan-itiran.html>

### 2) 取組上の課題・工夫

京都府のホームページからアクセスできる「京都府マルチハザード情報提供システム」でも、車中避難場所一覧表に掲載されている車中避難場所をマップ上で検索することが可能となっている。

図表 61 京都府マルチハザード情報提供システムにおける車中避難所検索画面

資料) <http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/top/top.asp>



## 在宅避難者への物資提供や生活相談を目的とした「支援交流拠点」の設置（佐賀県大町町）

### 1) 実施内容

令和元年8月豪雨では、在宅避難者の状況把握が難しかったことから、令和3年8月豪雨では、NPOからのアドバイスを受け、地域の総合的支援・在宅避難者支援を目的とした「支援交流拠点」を町内の公民分館・交流拠点の3箇所に設置した。支援交流拠点は、在宅避難者に対する支援物資の拠点として、また、住民の生活相談拠点としての役割を果たすことを目的としている。

支援物資拠点としては、水・食料等の救援物資の配布のほか、他の避難所で調理した温かい食事の提供等を実施した。また、生活相談拠点としては、被災者のニーズ収集・在宅避難状況の把握等、生活相談等についての支援を実施した。

この拠点ができたことで、被災者が支援物資を取りに来る機会を活用して、生活状況や健康状況、困りごと等について聞き取りを実施することができ、被災者の個々の課題について把握できたことは、非常に有効であった。

図表 62 支援交流拠点での物資配布状況



資料) 佐賀県地域づくり公式サイト「さがじかん」  
(<https://www.sagaikan.com/case/nmarchitownneridot202108>)

### 2) 取組上の課題・工夫

拠点の運営にあたっては、町内会役員が交代で常駐し対応したほか、NPO等も運営支援を行った。

拠点開設の周知については、町のホームページ、区長や班長への周知依頼、在宅避難者宅への訪問時にお知らせをするなどをして対応した。

また、町内会役員は、必ずしも支援活動に精通しているわけではなかったが、令和元年8月豪雨の経験を活かしながら運営にあたったほか、町が採用した地域おこし協力隊員がCSO連携室の窓口として情報連携を図るなど、支援交流拠点の運営をサポートした。

一方で、町内会役員の方に、ほぼ毎日支援交流拠点に常駐してもらったため、大きな負担となってしまったことから、町内会役員の負担を減らすため、可能な部分はNPO等に業務委託できるような仕組みについて今後検討が必要である。

## 関係機関等との連携による在宅避難者のフォローアップと対策組織の立ち上げ（佐賀県大町町）

### 1) 実施内容

令和元年8月豪雨においては、これまでの災害対応の知見、経験が乏しく、在宅避難者に対する情報把握や支援が充分ではなかった。そのため、町では、在宅避難者の健康状態や家屋の被災状況を把握するため、令和3年8月豪雨では、発災直後から町の保健師（7名）とNPOや他市町村からの応援者（32名）が1日2名/1班体制で全戸訪問を行い、継続訪問の必要がある被災者や、訪問しても会えない世帯、支援交流拠点に物資を受け取りに来ていない住民等をリストアップした。

これらの住民と、支援交流拠点において課題があると把握できている住民を対象として、町の保健師、佐賀県民災害ボランティアセンター、応援者が連携して、訪問聞き取り調査を実施した。聞き取り調査は、保健師と応援者がペアになって訪問し、「避難者カード」をもとに聞き取りを行い、例えば健康面での問題があれば保健師へつなぎ、住環境の課題があれば担当課や民間団体へ引き継ぐ等、対応した。

あわせて、スピード感をもって支援を行うため、役場の組織改編を行い、緊急的に被災者支援を対応するためのCSO連携室を立ち上げた。CSO連携室では、支援交流拠点等の聞き取り調査で把握した被災者ニーズを収集し、罹災証明書交付状況や支援策等の受給状況と照らし合わせながら、在宅避難者への支援として実施すべき施策について検討を行った。

### 2) 取組上の課題・工夫

被災者からの申し出を待つのではなく、積極的に訪問し、状況を把握した上で、必要な支援策につなげることは、住民に寄り添った支援を行うためには非常に重要である。一方で、役場の人員にも限界があることから、効率的に行うためにも、まずは1次スクリーニングとして、全戸訪問により、支援が必要な対象者を絞り込み、その上で、被災者の健康状態や家屋被害の状況等のより具体的な課題を把握し必要な支援につなげたことは効果的であった。

図表 64 NPO、行政職員による個別訪問（左）、CSO連携会議（初期）（右）



資料) 大町町提供

- 災害発生時には、多くのボランティアが被災地に駆けつけ様々な支援を実施しており、被災者支援において重要な役割
- 一般のボランティアの活動調整を行う社会福祉協議会、専門技能を有するNPO・ボランティア団体等、様々な主体が活動を展開

## 活動内容

一般のボランティア

### 被災者の生活支援

- ・ 瓦れきの撤去
- ・ 被災家屋の清掃、
- ・ 屋内外の片付け



### 床板の除去作業



### 被災者の困り事把握



### 支援物資の運搬、仕分け



### 避難所の運営支援 (炊き出し等)



専門的な技能等をもつボランティア団体等

## 活動主体

### <災害ボランティアセンター>

被災地域の市町村社会福祉協議会が設置・運営



熊本市（熊本地震）



那須塩原市（東日本台風）



宮城県丸森町（東日本台風）

### <NPOなど多様な民間団体による被災者支援>

災害ボランティアセンター以外にも、多様な民間団体が被災者支援を実施

【NPO】福祉、教育、建物修理・解体、生活環境の調査・改善など専門的な知見を活かした支援。



支援物資の運搬



在宅避難者実態調査



ゴミ出し支援

【企業・経済団体】企業のCSRとして物資・サービスの提供、社員のボランティア参加、支援団体への資金・物資援助等

【日本赤十字社】医療救護等の本来業務ほか、炊き出し、避難所での健康支援活動、心のケア等の被災者支援等

※ その他、生活協働組合、青年会議所、学校法人、宗教法人等様々な団体が、被災者支援に活動

# 避難所外避難者への物資・情報提供で生じた課題の例



- 東日本大震災で被災した都道府県や市町村が作成した検証記録においても、避難所外避難者への物資・情報提供が行き渡らなかった状況が報告されている。
  - 支援対象の不明確さや配布方法が確立していなかったことが課題となっている例もある。
- 在宅での避難生活を余儀なくされた人々に対しては、市町村において、支援を必要としている在宅避難者数やニーズの把握に遅れが見られ、避難所への支援と格差が生じてしまうこととなった。これら在宅避難者の把握と支援については、事前の想定がなかったこと、また、市町村職員の人員が不足したこともあり、対応が困難となる状況であった。在宅避難者の情報収集と物資等の必要な支援は、地域を知る自主防災組織や民生委員等による地域ネットワークと連携して行う必要があり、平常時から連携体制を構築しておくこと、また、避難所が支援の拠点となるような体制づくりの検討も求められる。
- 地域によっては把握された要援護者に対して、地域包括支援センターの職員や民生委員、地域住民等による安否確認や食料等の生活物資の提供などの支援が行われた一方で、一般の在宅被災者（要援護者以外でインフラの停止や食料調達が困難など日常生活に何らかの支障をきたす方）は支援を受けることができず、厳しい生活を強いられた方がいた。
- 誰に物資を提供するのか（自宅避難者は対象外なのか）が不明確であった。
- 震災時、在宅避難者の把握が困難だったことに加え、在宅避難者に対する物資供給の連絡が明確に伝わらないなど、物資配布方法が確立されておらず支援が遅れた。

注：被災した都道府県及び市町村の検証記録から総務省が引用したもの  
下線は、総務省が付したもの

# 避難所外避難者の対応策における課題例



- 避難所外避難者への支援を行うに当たっての課題として、
  - ・災害経験がないことから具体的に検討したことがなく、誰がどのような支援を行うか定まっていない
  - ・マンパワー不足等により、行政だけで対応することが難しく、また、地域で支援を行う団体や担い手を確保することが困難といった例が挙げられている。

- 避難所ごとの運営マニュアルの策定作業や避難支援対策等の発災直後に命を守るための対策を中心に検討しているため、避難所に避難しない者についての想定や対策、検討にまで考えが及んでいない。
- 避難所外避難者の支援等については、地域防災計画等に規定されており、必要性は認識しているものの、今までに大きな災害経験がないことから、避難所外避難者に関して具体的に検討したことがなく、具体的に誰がどのような支援を行うのかまでは定まっていない。
- 発災時は、避難所の運営や対応だけで手一杯になり、避難所へ訪れた避難者の対応が最優先となるため、避難所外避難者への支援はその後の対応とならざるを得ない。
- 避難所外避難者を把握できたとしても、行政だけで対応することは難しく、一方、地域で支援を行う団体や担い手を確保することも困難である。

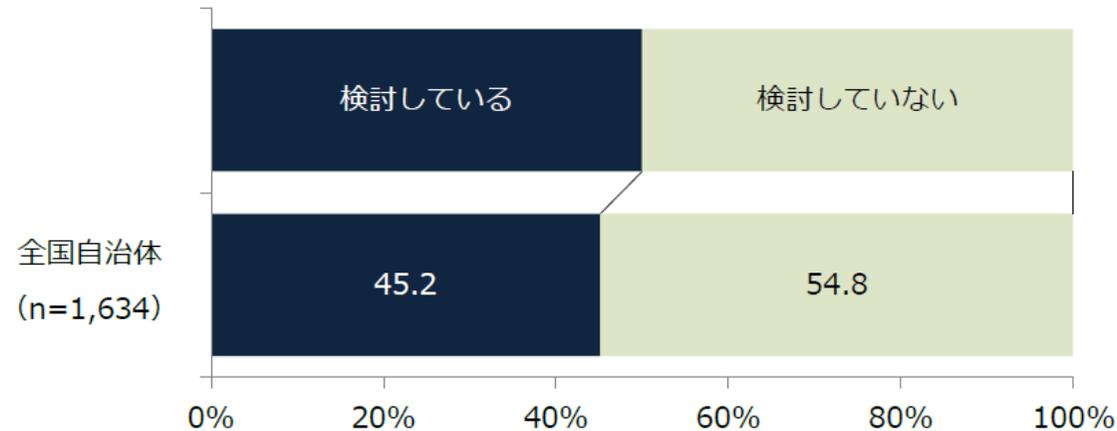
注1：ヒアリング先44市町村（函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、久慈市、一関市、登米市、栗原市、柴田町、千葉市、松戸市、南房総市、港区、豊島区、三鷹市、横浜市、横須賀市、茅ヶ崎市、逗子市、静岡市、沼津市、掛川市、名古屋市、豊橋市、西尾市、津市、鈴鹿市、神戸市、西宮市、洲本市、宝塚市、和歌山市、有田市、田辺市、徳島市、小松島市、海陽町、高知市、土佐市、土佐清水市、行橋市、大分市、別府市、佐伯市）

注2：下線は、内閣府が付したもの



○ 災害時にテント泊や車中泊の避難者を想定した対応策を検討している自治体は、全体の45.2%に留まる。

Q：貴自治体では、災害時にテント泊や車中泊の避難者を想定した対応策を検討していますか。(ひとつだけ)(全国自治体への調査)



## 【検討していないと回答した自治体の回答理由】

- ・想定される避難者すべてを、市内の避難所で受け入れられるため
- ・避難所への避難誘導を優先して行うため
- ・エコノミークラス症候群の発症が懸念されることから、車中泊での避難は好ましいとは言えず、計画などに盛り込むと車中泊が肯定される懸念がある
- ・対応可能な施設やスペースがない
- ・テント泊や車中泊の避難者を想定していない
- ・必要性を感じない

# 制度における位置づけ等について

---



- 東日本大震災において、避難所に避難した者のみならず、在宅での生活を余儀なくされた者に対しても困難な状況をもたらした。
- 中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告において『在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対しても、国、地方公共団体、民間企業、民間団体等の関係組織が協力して適切な対応をとることで、情報、支援物資、福祉等のサービスの提供が行き届くよう、取組の指針を策定すべきである。』とされたところであり、こうした在宅者への支援についても、地方公共団体をはじめとする災害応急対策責任者において適切な対応がとられるよう、基本的な責務を災害対策基本法に規定。

## （避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## （避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※災害応急対策責任者：指定行政機関（主に各省庁）の長及び指定地方行政機関（主に各省庁の地方支分部局）の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者



### 第2編 第2章 第6節

#### 第3 指定避難所等

##### (2) 指定避難所の運営管理等

- 市町村は、それぞれの指定避難所に受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。
- 市町村（都道府県）は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

# 避難所の生活環境の改善に向けた取組



- 市町村等には、避難所における良好な生活環境の確保等に努めることが求められるが、その取組にあたっての参考となるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を策定。
- 併せて、先進的な取組をまとめた事例集を作成。

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」  
(平成25年 8月)

→取組指針の下に、より具体的な対応について示すもの  
としてガイドラインを作成

①避難所運営ガイドライン (平成28年 4月)

②福祉避難所の確保・運営ガイドライン (平成28年 4月)

③避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン  
(平成28年 4月)

「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症  
対策等の取組事例集」 (令和 4年 7月)

←令和 4年 4月改定

←令和 4年 4月改定

←令和 3年 5月改定

←令和 4年 4月改定



### 第1 平時における対応

#### 2 指定避難所の指定等

##### (1) 指定避難所の指定等

##### ④ 指定避難所以外の被災者への支援

ア 指定避難所として指定していない施設を発災後に避難所として使用した場合も、災害救助法に基づく支援の対象となり、災対法第86条の6に定める生活環境を確保すること。

イ 関係機関等と連携し、指定避難所以外の施設に避難した被災者や、在宅の被災者、親戚・知人宅へ避難した被災者の避難状況を把握すること。

ウ 指定避難所における食事提供や支援物資について、当該避難所のみならず、指定避難所以外の避難所を含め地域全体のために行われていることを周知徹底すること。

#### 5 要配慮者に対する支援体制

(4) 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援の方法についても検討しておくこと。

(5) 上記の支援が的確に実施されるよう、平時から自主防災組織、地区代表者、地域の医療・福祉の関係者等と連携体制を構築しておくこと。



### 第2 発災後における対応

#### 1 避難所運営等の基本方針

- (4) 避難所を運営するにあたっては、避難所で生活する避難者だけでなく、その地域で在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、地域の避難所を、情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とすることが適切であること。

#### 15 在宅避難等

- (1) 避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切であること。
- (2) そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者等を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者等が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切であること。
- (3) 在宅等での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に女性と男性のニーズの違いに配慮し、要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギーを有する者用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じること。
- (4) 災対法第90条の3に基づき作成する被災者台帳の活用などにより在宅避難者等の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましいこと。
- (5) 在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮すること。



# 避難所運営ガイドライン

○ 「避難所運営ガイドライン」においては、対策項目ごとに「誰が」「いつ（災害フェーズ）」「（どのような）仕事」をするかをリスト化しており、指定避難所以外の避難所の対策の実施の中で車中泊避難に言及があるほか、在宅避難者対策を実施するという対策項目が設けられている。

## 「避難所運営ガイドライン」(令和4年4月改定)(内閣府(防災担当))(抄)

### チェックリスト

#### 2. 避難所の指定

項目番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
<b>対策項目4 指定避難所以外の避難所の対策を実施する</b>									
4-1	指定以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し、リスト化を実施する	○				防災、外国人担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-2	指定以外に避難所についての協議を実施する	○				防災、外国人担当、地域住民	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-3	避難所として使用する施設の把握と災害時の都道府県への報告を実施する	○		○		防災、災害救助法所管担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4-4	車避難者へエコノミークラス症候群防止の周知を実施する			◎		保健担当、避難者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	NPO・ボランティア

### チェックリスト

#### 5. 帰宅困難者・在宅避難者対策

項目番号	仕事	いつ				★主担当 ◎担当 ○支援を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
<b>対策項目2 在宅避難者対策を実施する</b>									
2-1	在宅避難者の安否確認方法を検討する	○				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-2	在宅避難者への対応方針を検討する	○				防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-3	在宅避難者の安否確認を実施する			◎		防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-4	在宅避難者に物資や情報を提供する方法を検討する	○		○		防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-5	在宅避難者の女性と男性のニーズの違いに配慮してニーズ把握を実施する			○		防災、男女共同参画担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2-6	在宅避難者への生活支援を実施する			○		防災担当	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



## < 1. 法の目的 >

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

## < 2. 実施体制 >

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、現に救助を必要とする者に行う。（法定受託事務）
- 必要に応じて、救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。（応援に要した費用については、被災県に全額求償可能）

## < 3. 救助の種類 >

### ■ 災害が発生した段階の救助（法第4条第1項）

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ <u>避難所</u>及び応急仮設住宅の<u>供与</u></li><li>○ <u>炊き出し</u>その他の<u>食品の給与</u></li><li>○ <u>飲料水の供給</u></li><li>○ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与</li><li>○ 医療及び助産</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 被災者の救出</li><li>○ 被災した住宅の応急修理</li><li>○ 学用品の給与</li><li>○ 埋葬、死体の捜索及び処理</li><li>○ 障害物の除去</li></ul> |
|--|---|

### ■ 災害が発生するおそれ段階の救助（法第4条第2項）

- 避難所の供与 ※要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等雇上げを含む

## < 4. 適用要件・基準 >

### ■ 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失（全壊）がある場合（令第1条第1項第1号～第3号）
- 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等（令第1条第1項第4号）

### ■ 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

- 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

# 避難行動要支援者名簿の概要



- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿
- 平成25年の改正において災害対策基本法に位置づけたもの

【市町村の作成状況】名簿作成済：1,739団体（99.9%） ※令和4年1月1日現在

## 対象者

- 要配慮者（高齢者や障害者など）のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

## 作成

- 市町村が作成しておかなければならない（義務規定）

※対象者である避難行動要支援者の把握に市町村は努め（努力義務）、避難行動要支援者名簿を作成されている

## 記載内容

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所又は居所
- 電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

## 名簿情報の避難支援等関係者（※）などへの提供

（※）避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、避難行動要支援者に係る名簿情報を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない



- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- これまで取組指針<sup>(※)</sup>で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成が完了している市町村：約8% 一部の計画の作成が完了している市町村：約59% 未作成：約33%  
令和4年1月1日現在

## 対象者

- 高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

## 作成

- 市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成
  - ※ 地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成
  - ※ 個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成
  - ※ 個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

## 記載内容

- (氏名、住所等のほか) ○ 避難支援等を実施する者 ○ 避難先 等

## 個別避難計画情報の避難支援等関係者<sup>(※)</sup>などへの提供

(※) 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

(注) 個別避難計画情報：個別避難計画に記載し、又は記録された情報

- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等<sup>(※)</sup>の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

(※) 避難行動要支援者本人等：①避難行動要支援者本人と  
②支援をする避難支援等実施者



## 【災害ケースマネジメント】

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、

必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、

当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、

被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

## 【課題】

- ・自ら声をあげられない被災者の存在
- ・在宅避難者の増加
- ・支援漏れの発生

- ・被災者の抱える多様な課題の存在
- ・行政の対応が難しい課題の存在

- ・その場での対応だけでは、必ずしも課題の解決につながらない場合がある
- ・個々の被災者に寄り添った支援が必要

**被災者の自立・生活再建の早期実現、  
コミュニティやまちづくりなどの地域の復興を通じ地域社会の活力維持に貢献**

# 災害ケースマネジメントに関するこれまでの取組



## 内閣府の取組

令和3年度

- ・防災基本計画に災害ケースマネジメントに関連する記載を追加
- ・先進的な取組を行う自治体の事例を集めた取組事例集を作成・公表

令和4年度

- ・災害ケースマネジメントの標準的な取組方法をまとめた手引書を作成・公表（3月）
- ・災害ケースマネジメントの平時の準備状況などの自治体の取組について調査を実施

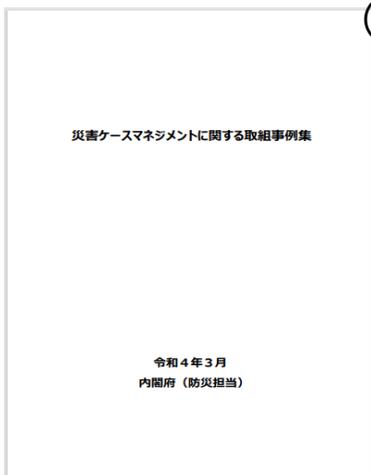
令和5年度  
以降

- ・令和5年5月の防災基本計画の見直しにおいて、「災害ケースマネジメント」の位置づけを明確化

- 地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- 国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

- ・取組事例集や手引書を活用し、地方公共団体職員、福祉関係者、NPO等の幅広い関係者を対象とした説明会などの周知・普及を実施

【災害ケースマネジメントに関する取組事例集】  
(令和4年3月作成)



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/pdf/zenpen.pdf>

【災害ケースマネジメント実施の手引き】  
(令和5年3月作成)



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/pdf/r5zenpen.pdf>

# 災害ケースマネジメントの全体像



	平時	発災直後 ～避難所運営段階	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階	応急仮設住宅 供与段階以降
被災者の生活		避難所		応急仮設住宅
		在宅避難		
支援体制等	実施体制の検討・構築（市町村内）			
	支援関係機関、NPO等との連携			
	計画等への位置づけ			
	人材確保・育成、研修実施			
		災害ボランティアセンター設置・運営		
			支援拠点の設置・運営	
被災者支援		罹災証明書発行		
		被災者台帳作成・活用		
	アウトリーチ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主な目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握</li> <li>・生活再建に向けた支援情報の適切な周知（罹災証明書の発行等）</li> </ul> </li> <li>○対象                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所避難者、在宅避難者</li> </ul> </li> </ul> <p>→応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主な目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握</li> </ul> </li> <li>○対象                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該災害の被災者（全数調査が望ましい）</li> </ul> </li> </ul> <p>→アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主な目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的の支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援</li> </ul> </li> <li>○対象                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅入居者、在宅被災者等</li> </ul> </li> </ul> <p>→アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し</p>
	災害ケースマネジメント ケース会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>※必要に応じて開催</li> <li>※応急的に対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討</li> </ul> </li> <li>○参加者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討</li> </ul> </li> <li>○参加者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等</li> </ul> </li> </ul>
	支援へのつなぎ等	必要に応じて、適切な支援先へのつなぎ等支援を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な支援先へのつなぎ等支援を実施</li> <li>・次の生活への移行等、避難所で生活する被災者への支援を実施</li> </ul>	適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 →行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等
災害ケースマネジメント 情報連携会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援の全体状況の共有、避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有</li> </ul> </li> <li>○参加者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有</li> </ul> </li> <li>○参加者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有</li> </ul> </li> <li>○参加者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等</li> </ul> </li> </ul>	



## 発災直後～ 避難所運営段階

## 避難所閉所検討～ 応急仮設住宅供与段階

## 応急仮設住宅 供与段階以降

### 特徴

避難所に加え在宅等で避難生活を送っている被災者もあり、在宅等の被災者も含めた被災者の状況把握が必要。

自立・生活再建に向けた支援が本格化していく。生活の再建に向け、支援が必要な被災者に漏れがないよう被災者の状況把握が必要。

個々の被災者の自立・生活再建に向けて継続的な支援が必要。

### 対応の ポイント

- 避難所や在宅等における被災者のうち緊急的な対応が必要な者を発見、把握し、医療や保健、福祉といった必要な支援につなぐ。
- 自立・生活再建に向けた支援の情報提供（罹災証明書等の申請等）を実施。

- 被災者の状況を聞き取り、アセスメントを実施することで、被災者の支援の必要性や支援の頻度等を決定。
- 支援漏れが発生しないよう、必要な地域については全戸調査を行う等の対応が必要。

- アセスメントに基づき、支援が必要な被災者に対して継続的に寄りそった支援を実施。
- 支援の実施にあたっては、個別訪問、ケース会議の実施、適切な支援策のつなぎ等に加え、コミュニティの構築支援等の実施を検討。

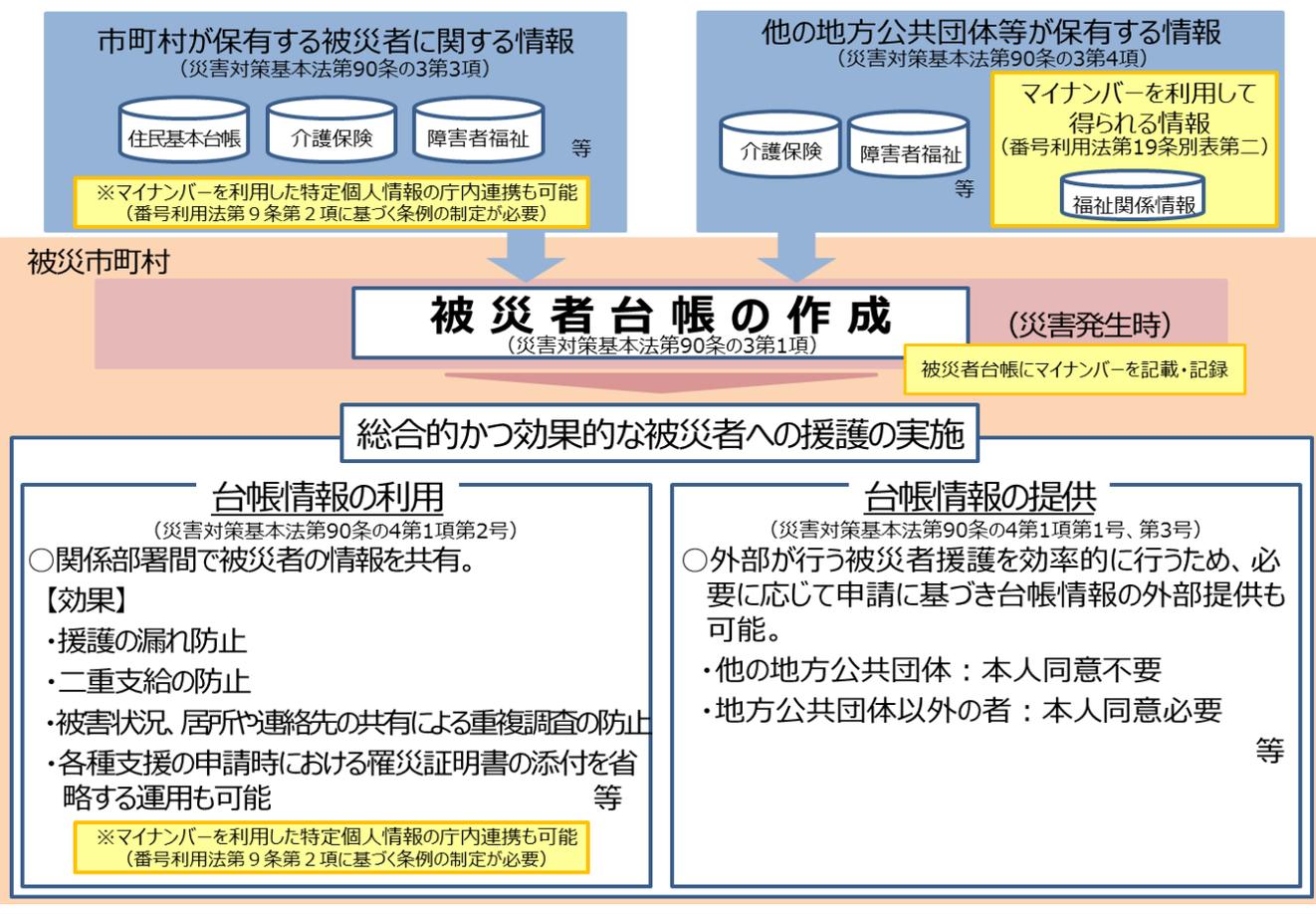
# 被災者台帳の概要



## 被災者台帳とは

災害発生時に市町村が行う被災者支援について、「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの。  
 (平成25年6月の災害対策基本法改正により新設(平成25年10月1日施行))

## 被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供



## 被災者台帳の記載・記録事項

(災害対策基本法第90条の3、災害対策基本法施行規則第8条の5)

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付の状況
- ⑪ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

# 避難所外避難者などの支援に関する課題等

---



## 【地方公共団体における今後に向けた取組】

大規模災害時には、避難所外避難者が多く発生すると想定される中、特に支援を必要とする高齢者等の要配慮者について迅速に対応することができるよう、各地の取組例を参考としつつ、地方公共団体において、以下のような取組を進めることが重要と考えられる。

- ① 発災直後の支援ニーズを的確かつ迅速に把握するため、その方法を具体的に検討すること。検討に当たっては、i ) 現状に即した名簿の整備、ii ) 支援の必要性に応じた優先順位の付与に留意すること。
- ② 物資・情報提供が確実に実施されるよう、具体的な手順の検討や、訓練の実施等実効性のある取組を行うこと。
- ③ 災害発生時は、健康・福祉上の支援ニーズが高まることを想定し、保健師等の体制の検討、関係機関との協力体制の構築、他の地方公共団体から応援を受ける場合の役割分担の明確化等を行うこと。



- 住まいの再建が図られるまでの間、トイレや食事の確保を進め、在宅避難者が健康に過ごすための暮らしのサポートの視点が必要ではないか。在宅避難については、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を活用して、発災後速やかに、在宅避難者の状況把握を行うとともに、アウトリーチ支援を進めていくことが必要ではないか。
- 車中泊避難については、エコノミークラス症候群等の懸念があるが、その対応も含めて、車中泊避難者の状況把握やアウトリーチ支援のあり方について検討する必要があるのではないかと。
- 避難所は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所や在宅避難者が必要な物資を受け取りにくる場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものであることを改めて周知することが必要ではないか。
- サテライト拠点の設置・運営方法についても検討する必要があるほか、在宅避難者・車中泊避難者を支援するための施策、広域避難者を支援するための施策やDWATの活用などの現行の福祉施策等との整理についても検討する必要があるのではないかと。